

資料 3

○これまでの河川敷地占用許可制度の変遷について

河川敷地占用許可準則は、昭和40年に制定され、その後、昭和58年の一部改正を経て、平成6年及び平成11年に全面改正が行われている。
以下に、その背景と主な改正内容について取りまとめた。

S40「河川敷地占用許可準則」の制定について

1. 準則制定の背景

- 新河川法が施行（昭和40年4月1日）されたことにより、従来から懸案となっていた河川敷地管理の検討についての必要性、及び以下の国会関係からの要請を背景として、河川審議会の答申に基づき、昭和40年12月23日に河川敷地占用許可準則が制定された。
- ① 衆議院体育振興特別委員会における決議（S40. 3. 31）
国民の体力づくり推進の見地から、体力づくりのための施設を河川敷地の利用によって確保することを目的。
＜要旨＞「河川敷地の占用許可に当たっては、公園、広場、運動場等について優先的に行い、広く国民一般の利用を図る」
→「河川管理の適正化を期するため新河川法の趣旨に即した占用許可基準を決定すること」
- ② 衆議院決算委員会における決議（S40. 5. 26）
多摩川のゴルフ場占用取消補償問題に関連して、河川敷地管理の適正化について討議、決議。
＜要旨＞「政府は統一ある許可基準を制定し、公共事業において公共用物である河川敷地を利用する場合は、補償を支払わなくても良い方法をとるように努める。また、都市河川について河川敷地を国民運動場その他一般公共の利用に供するように整備すべきである」

2. 主な制定内容

(1) 準則の対象

準則の対象とする占用の許可は、水利使用（河川法第23条）又は工作物の新築若しくは改築に係るもの（同法第26条）を除く、同法第24条の許可。

(2) 占用許可の基本方針

原則として河川敷地の占用は認めるべきではないが、社会経済上必要やむを得ず許可する場合には、治水上又は利水上支障を生じない場合等の要件を満たすことが必要。

(3) 占用の方法の基準

- ・ 占用する敷地の位置は、堤防法尻から20m又は10mの保安距離をとる。
- ・ 植物及び柵類等の高さは、地上1m以下に制限。
- ・ 工作物の構造は、原則として可搬式。
- ・ おおむね1,000mごとに100m程度の空地を設ける。

(4) 占用の許可の期間

- ・ 公園、緑地、運動場その他これらに類する施設 → 5年以内
- ・ その他 → 3年以内

(5) 都市における占用の特例

公園、緑地等が不足している都市内の河川又はその近傍に存する河川の敷地で、一般公衆の自由なる利用を増進するため必要があると認められるものについては、公園、緑地及び広場並びに一般公衆の用に供する運動場のためにする占用に限って許可することとする。

Ｓ５８「河川敷地占用許可準則」の一部見直しについて

1. 準則一部見直しの背景

- 昭和５６年１２月の河川審議会答申「河川環境管理のあり方について」において、「緑ある河川空間を確保し、その適正な利用を図るため、遊水池並びに湖沼及びダム貯水池周辺の河川敷地に関する占用許可の基準、河川敷地等における植樹基準等を含めて河川敷地占用許可準則を見直すこと」が要請されるなど、緑化推進の動きに対応する必要があったこと、当初の準則が「遊水地、ダム貯水池等への配慮が欠けていた」との認識がなされたこと等を背景として、昭和５８年１２月１日に河川敷地占用許可準則の一部見直しが行われた。

2. 主な改正内容

(占用の方法の基準に関して)

①敷地の位置

中小河川並びに遊水池及び湖沼・ダム貯水池に係る占用については、堤防法尻からの保安距離を５mに緩和した。

②植物

「ただし書」により、河川管理上支障がないよう樹種及び栽植位置の選定等が行われた場合には、１mを超える植物の栽植を認めた。

③柵その他の工作物

転倒式の構造の工作物を認めた。

④空地の設定

空地の設定をおおむね1,000mごとに「100m程度」から「20m以上」に緩和した。

H6「河川敷地占用許可準則」の見直しについて

1. 準則見直しの背景

- 社会経済の変化に伴う以下のような準則改正の要請等に鑑み、また、準則施行後29年間に蓄積された実務経験を踏まえ、平成6年10月17日に準則の全面改正が行われた。
- ①河川環境を形成する観点
ゆとりや豊かさのある生活を重視する国民の意識が定着しつつある中で、河川に対して、街や地域の風景、身近な自然、豊かで清らかな水等その環境への関心が高まっている。このため、良好な河川環境を形成する観点から、占用許可制度を運用することが必要。
- ②河川利用の増大・多様化
河川を訪れる人々の増加に伴う休憩所、トイレ、駐車場等のニーズの高まり、スポーツ・レジャーの場としての利用のニーズの高まり、河川地下の駐車場等の工作物設置が計画されるなど、河川の利用が増大・多様化していることを踏まえて準則を点検することが必要。
- ③行政手続法の施行
行政手続法の施行に伴い手続の公正性・透明性の確保が従来以上に求められることとなり、工作物設置に伴う占用についても準則に含めるべきとの要請。

2. 主な改正内容

(1) 準則の対象

準則の対象とする占用の許可は、水利使用（河川法第23条）を除いているが、工作物の新築又は改築に伴うもの（同法第26条）を含むものとする。

(2) 占用許可の基本方針

従来の公園等の自由使用を増進する施設に限定した占用許可から、多人数が利用する大規模施設であって、その利用機会が国民に等しく開かれているもののうち、公共空間である河川利用のあり方に適合するものについては占用を許可することができるものとする。

(3) 面的占用が可能なものの例示

例示する施設（一 公園、緑地又は広場 二 運動場……）について、国、地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者又は営利を目的としない者（公的主体等）の申請に対して、占用を許可することができることとした。

(4) 工作物の占用が可能なものの例示

例示する施設（一 道路又は鉄道のための橋梁又はトンネル、……）について、公的主体等又は事業活動のため河川を利用することが必要やむを得ない者に対して占用を許可することができることとした。

(5) 占用の許可の期間

- ・公園、緑地、運動場その他これらに類する施設又は工作物 → 10年以内
- ・その他 → 5年以内

H 1 1 「河川敷地占用許可準則」の見直しについて

1. 準則見直しの背景

○ 平成8年6月の河川審議会答申など、以下のような要請等を背景に平成11年8月5日に準則の全面改正が行われた。

(1) 河川審議会答申（H8. 6）

「川の365日」を意識しつつ、河川行政を展開することが重要である旨の指摘。このため、河川環境に配慮しつつ、河川敷地の適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要。

(2) 河川敷地の適正かつ多様な活用のために

占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、分かり易いものとする必要がある。

(3) 地方分権推進委員会第5次勧告

占用許可に当たり地域の意見を反映するとともに、地元市町村が地先の河川敷の利用等について主体的に判断できるようにすることが必要。

2. 主な改正内容

(1) 占用許可に当たり、河川管理者が地元市町村等の意見を聴取する制度を創設。

(2) 占用許可を受けることができる者を明確にするとともに、

- ・市街地開発事業を行う者
 - ・河川マリーナの整備を行う者
- 等を追加。

(3) 占用許可の対象となる施設に、

- ・堤防の天端若しくは裏小段又は地下に設置する道路
 - ・遊歩道等の親水施設
 - ・鉄道の駅が設置される鉄道橋梁
- 等を追加。

(4) 占用施設の位置、構造等について画一的な基準を廃止し、治水上支障を生じないことについての基本的な性能基準を示すことにより、個々の河川の形状等の特性を踏まえ、実態に即した運用を図る。

(5) 地元市町村が占用許可後に河川敷地の具体的利用方法を決定することができる「包括占用許可制度」を創設。

<その他の改正点>

- 一般公衆のパブリックアクセスのための通路、占用施設相互間の連絡歩道や便所、ベンチ等の確保
- 占用許可後の履行状況の確認と許可条件違反に対する是正措置の指示、監督処分等の実施の明確化
- 占用の継続について改めて内容の審査をし、必要に応じて期間の短縮、不許可処分の実施